

新規学卒者



および転入者

に



を

助成
します

通勤費の一部

若者遠距離通勤支援事業

～制度のあらまし～

栗原市では、若者世代の移住・定住を促進するため、40歳以下の若者が遠距離通勤する場合に、最大で月額1万円を2年間助成します。
詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①遠距離通勤を開始した時点で40歳以下の新規学卒者・転入者
 - ②常時雇用者（公務員を除く）として事業者等に雇用され、市外の勤務地まで片道50km以上の遠距離通勤をしている方
- ※転入者とは、平成29年4月1日以降の転入であって、転入前過去3年以内に栗原市に住民登録がない方です
 ※新規学卒者とは、学業修了後3年以内の方です
 ※年の途中で遠距離通勤をしなくなった場合は対象外です
 ※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額（月額）：（基準額－通勤手当）×1／2

- ※基準額は、通勤手段（自家用車・高速バス・鉄道）の区分によって異なります
- ※助成額は、千円未満切り捨て上限1万円で、毎年12月分までをまとめて交付します
- ※最大で2年（24か月）分の助成を受けることができます

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）
または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：毎年度1月末日

※申請期限内であっても、申請するまでに年齢要件などを失う場合があります

